

最終報告書

平成21年2月17日

大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会

目 次

はじめに	1
1 大阪府内における小・中学校給食について	2
(1) 学校給食制度の概要	2
(2) 完全給食実施状況	2
(3) 中学校給食実施状況	3
(4) 学校給食の意義	3
(5) 中学校給食の新たな取組状況	4
2 中学校生徒・保護者の意見について	5
(1) 市町村における調査・アンケート結果	5
(2) 調査・アンケート結果の分析	6
3 国・他都道府県の状況について	7
(1) 国（文部科学省等）の動向	7
(2) 他都道府県の状況<他縣市調査の概要>	7
4 スクールランチの基本的な考え方について	10
(1) 学校給食とスクールランチの対比	10
(2) スクールランチの定義及び方向性	11
(3) スクールランチの実施・運営方式	11
5 各市町村の考え方について	13
(1) 平成20年3月調査結果	13
(2) 平成20年9月調査結果	17
(3) 平成21年度における市町村の事業化見込み	20
6 大阪府の支援について	21
(1) 支援の考え方及び内容	21
(2) 支援・指導・助言・将来展望	22
(3) スクールランチ試食会の実施結果	33
7 資 料	37
(1) 大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会設置要綱	37
(2) 大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会協議等経過	39
(3) 大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会委員主要発言内容	40
(4) 中学校給食を中心とした公教育年表（昭和22年～平成24年）	43
(5) 府議会における主な議論等	44
(6) 関係法令	47

はじめに

戦後、学校給食法が施行されて五十有余年が経過し、その間、大阪府内の公立小学校における学校給食は、全国平均を上回る、ほぼ 100%の実施率となりました。

ところが、法律上、小学校に遅れること2年後に開始された公立中学校における学校給食は、平成21年2月現在、府内におけるその実施率が7.7%（完全給食に限る。）と、全国的に見ても極めて低い状況にあります。

この原因については、①学校給食法施行の時期と重なった高度経済成長期における生徒の急増期により、市町村が学校建設等のいわゆる箱もの・ハード整備に追われ、ソフト面の中学校給食実施が大きく遅れた、②府内の中学校において、持参する家庭弁当により親子の愛情を育む教育を指導方針にしていた、③就学援助制度や給食調理場整備・運営による市町村の負担が大きい、④自我に目覚めた中学生は食べ残しが多く、給食実施は食生活の指導上好ましくない、⑤府内では中学校内外における民間パン・弁当販売参入が従前から比較的容易、など様々な理由が考えられてきました。

しかし、他府県、特に近隣府県と比較した場合や中学校給食を実施している府内市町村と対比した場合には、そのいずれの要因も決定的な原因とは考えることができません。

したがって、これらの要因が複合的に影響するとともに、これまで、公立中学校における学校給食の実施そのものが、府内の大部分の市町村や教育委員会において、優先順位の高い切迫した政策課題として認識されていなかったとも考えられます。

現在、学校給食そのもののあり方も大きく変化し、これまでの、児童・生徒の体位の向上ないし、栄養の量的補給・確保を最も重要な課題とした戦後の物資欠乏時代と異なり、学校給食そのものが重要な教育活動となり、学校給食を生きた教材とした食育の推進が急務となっています。

府内における各市町村の中学校給食の実施状況に鑑み、府教育委員会においては、これまでも、毎年「中学校給食研究協議会」の開催や「市町村学校給食主管課長会議」などにおける指導・助言により、中学校給食の普及・充実に努めてきたところですが、実施主体はあくまで市町村であるため、府の財政的な市町村支援策は行っていませんでした。

このような状況において、平成21年4月からは、食育の推進を柱とした改正学校給食法（平成20年6月改正）の施行や新しい中学校学習指導要領（平成20年3月改訂）のうち、総則・総合的な学習の時間・特別活動など食育に関連する部分の先行実施が行われます。

これらを受け、大阪府では平成20年8月に『大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会（以下「協議会」という。）』を設置し、平成21年度から、中学校給食の実施状況を課題としている大阪府食育推進計画（平成19年3月策定）の計画期間終期に当たる平成23年度までの向こう3年間において、公立中学校における学校給食又は学校給食に極めて近いスクールランチの導入支援を目指すための調査検討を行うこととしました。

本報告は、上記調査検討に基づき、府内の学校給食における課題や論点を整理し、あるべきスクールランチの基本的な考え方や市町村への具体的な支援方策等を取りまとめ、平成21年度以降の学校給食や食育の推進・保護者の負担軽減を図ること目的としています。

1 大阪府内における小・中学校給食について

(1) 学校給食制度の概要

① 根拠法

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号、以下「法」という。）

② 目 標

- ・日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- ・学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- ・食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- ・食料の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

③ 事業主体

公立小・中学校設置者（市町村）の努力義務とされている。（法第 4 条）

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条に基づき、府は、「市町村に対し、学校給食に関し、指導及び助言を与える。」こととされている。

④ 学校給食の区分（種類）

法施行規則第 1 条第 1 項第 2 号及び第 2 項から第 4 項に基づき、次の 3 種に区分される。

- 完全給食（パン又は米飯、ミルク及びおかず）、
- 補食給食（ミルク及びおかず等）、
- ミルク給食（ミルクのみ）

⑤ 経費負担

- ・施設、設備、運営に関する経費 ⇒ 公立小・中学校設置者（市町村）の負担
〔参考〕単独(自校)調理場・共同調理場(給食センター)の施設設備に対する
国庫補助制度（法第 7 条第 1 項、安全・安心な学校づくり交付金）
新築（国 1 / 2、市町村 1 / 2）、改築（国 1 / 3、市町村 2 / 3）
- ・学校給食費（主として食材費） ⇒ 児童・生徒の保護者の負担
〔参考〕大阪府の公立小・中学校給食費平均（平成 20 年 5 月）
小学校給食費 平均 3,551 円/月、中学校給食費 平均 3,927 円/月
全国の公立小・中学校給食費平均（平成 19 年度）
小学校給食費 平均 3,981 円/月、中学校給食費 平均 4,529 円/月
《注》小学校はいずれも高学年（5・6 年）

(2) 完全給食実施状況

～大阪府～

（平成 20 年 5 月現在）

学校種別	総 数	実 施 数	実 施 率
公立小学校	1, 022 校	1, 021 校	99. 9%
公立中学校	465 校	36 校	7. 7%
合 計	1, 487 校	1, 057 校	71. 7%

〔参考〕 ～全 国～

（平成 19 年 5 月現在）

学校種別	総 数	実 施 数	実 施 率
公立小学校	22, 058 校	21, 719 校	98. 5%
公立中学校	10, 087 校	8, 123 校	80. 5%
合 計	32, 145 校	29, 842 校	92. 8%

(3) 中学校給食実施状況（平成 20 年 5 月現在）

- ① 設置中学校全校で完全給食を実施している市町〔5 市 3 町、33 校〕
和泉市（10 校）、門真市（7 校）、四條畷市（4 校）、交野市（4 校）、
大阪狭山市（3 校）、熊取町（3 校）、田尻町（1 校）、岬町（1 校）
- ② 一部の設置中学校で完全給食を実施している市〔3 市、3 校〕
富田林市（1 校／8 校）、松原市（1 校／7 校）、箕面市（1 校／7 校）
- ③ 中学校給食実施方式
 - ・単独調理場方式〔24 校：直営 13 校、民間委託 11 校〕
富田林市（1 校）、和泉市（10 校）、箕面市（1 校）、門真市（7 校）、
熊取町（3 校）、田尻町（1 校）、岬町（1 校）
 - ・共同調理場方式〔12 校：直営 7 校、民間委託 5 校〕
松原市（1 校）、四條畷市（4 校）、交野市（4 校）、大阪狭山市（3 校）《注 1》下線表記の市町は、調理業務に関して民間委託している自治体。
《注 2》完全給食以外の補食給食・ミルク給食を実施している市町村及び
法上の学校給食以外のパン・弁当販売を実施している市町村の状況
については、14～16 ページ参照。

(4) 学校給食の意義

学校給食とは、学校の管理下において、当該学校に在学する児童・生徒に提供される食事のことをいい、法及び文部科学省の定める「学校給食実施基準（昭和 29 年文部省告示第 90 号）」に基づき実施すべき給食のことをいうとされています。

基準の主なものは次に掲げるとおりです。

- | | |
|---|---|
| { | <ol style="list-style-type: none">① 在学するすべての児童・生徒に実施② 毎週 5 回以上、授業日の昼食時に実施③ 学校給食摂取基準に基づく栄養内容で実施④ 保健衛生上及び管理上適切な施設・設備により実施（※） |
|---|---|

学校設置者である市町村は、これらの基準を満たす食事を当該学校において開始する際に、法施行令及び法施行規則に基づく学校給食の開設届を都道府県教育委員会に届け出て、受理されると法上の学校給食を開始することができます。

届出書の様式その他必要な事項については、都道府県教育委員会が定めることができると規定されており、受理の方式等についても都道府県教育委員会の裁量とされています。

近年の他府県の学校給食の運営においては、上記基準のうち、特に①の要件を満たさない給食、すなわち家庭弁当等との併用による、いわゆる選択制の給食も学校給食として容認される傾向にあります。調理場の整備等に多くの財源と時間を要するなど、地域の実情などに応じた柔軟な対応ではありますが、法や国基準の趣旨を踏まえ、あくまで過渡的措置と位置付けるのが国の見解となっています。

さらに、平成 21 年 4 月からは、食育の推進を柱とした改正学校給食法が施行されることから、食に関する指導をより一層充実することが大きな課題となっていきます。

（※）上記④については、平成 21 年 4 月から削除予定。

(5) 中学校給食の新たな取組状況

平成 20 年 5 月現在の府内における中学校給食の実施状況については、前掲 (3) のとおりですが、その中で最も新しく事業開始した富田林市は、他の実施市町と異なり、選択制の完全給食を実施しており、新たな取り組みとして注目されますので、下記のとおり視察・調査しました。

富田林市の「選択制中学校給食」について

- 調査時点 平成 20 年 11 月 6 日 (木)
- 調査先 富田林市立葛城中学校
- 位置付け 学校給食法上の学校給食 (選択制の完全給食)
- 事業開始 平成 19 年 1 月～
- 実施回数 年間 158 回 (平成 19 年度)
- 食費 1 食 330 円 (牛乳代含む。)
- 実施校数 1 校 (自校調理方式)、生徒数 262 名
平成 22 年度 3 学期までに全中学校 (8 校) で実施予定
- 喫食率 51～58% (平成 20 年 4 月～11 月データ)
- 栄養内容 国基準 (学校給食実施基準) に準じる。
- 食育等 地産地消の推進、食器は合成樹脂製ではなく強化磁器を使用
中学校独自献立で米飯中心。米は 100% 市内産
地場産野菜も導入 (きゅうり、キャベツ、玉ねぎ、なす、じゃがいも等)
その他の食品も原則として国内産を使用。
- 実施方法 民間委託方式 [調理場面積 135 m²、調理員 6、7 名]
- 委託内容 調理 [検収～調理～後片付け]
献立作成・物資選定・発注は市が直接実施。
給食費の集金については別途、シルバー人材センターに委託。
- 経緯
 - ・平成 16 年 8 月、「中学校給食検討委員会」設置
 - ・平成 17 年 4 月、「中学校給食検討委員会」報告書提出
 - 同年 12 月、1 校目の試行実施校として葛城中学校を決定
 - ・平成 18 年 8 月、余裕教室で施設整備工事 (11 月竣工)



単独調理場の状況



配膳室の状況

2 中学校生徒・保護者の意見について

(1) 市町村における調査・アンケート結果

府内の各市町村においては、中学校給食へのニーズの把握や実施検討のために、中学校の生徒やその保護者に対して意向調査やアンケート調査を実施しています。

平成 20 年 9 月、府教育委員会から各市町村に対して、平成 14 年度以降に実施して結果のまとまった中学校給食等に関する調査・アンケート結果の提供を求めたところ、多くの回答をいただきました。その主なものは次のとおりです（要約版）。

実施市名 (実施年月)	中学校給食等に関する調査・アンケート結果の概要 【調査対象・客体数等】
岸和田市 (H18.7)	<p>〔生徒希望〕</p> <p>① 家庭弁当 56%、② 学校内業者弁当 23%、 ③ 学校外の弁当・パン購入 15%、④ 学校給食 3%</p> <p>〔給食実施希望 55 件、学校内業者弁当希望 48 件、 家庭弁当希望 40 件、学校給食反対 30 件 など〕</p> <p>〔保護者希望〕</p> <p>① 家庭弁当 51%、② 学校内業者弁当 23%、 ③ 学校給食 21%、④ 学校外の弁当・パン購入 1%</p> <p>〔給食実施希望 141 件、学校内業者弁当希望 43 件、 当面業者弁当将来学校給食 38 件 など〕</p> <p>【11 校分の生徒回答客体 1,096 名、保護者回答客体 799 名】</p>
池田市 (H19.12)	<p>〔生徒希望〕</p> <p>① 家庭弁当又は校内販売弁当・パン選択 54.8%、 ② 家庭弁当選択 25.2%、③ 学校給食選択 18.5%</p> <p>〔保護者希望〕</p> <p>① 学校給食選択 61.5%、 ② 家庭弁当又は校内販売弁当・パン選択 25.4%、 ③ 家庭弁当選択 13.1%</p> <p>【モデル校 1 校の生徒回答客体 465 名、保護者回答客体 343 名】</p>
高槻市 (H19.6~7)	<p>〔生徒希望〕</p> <p>① 家庭又は業者弁当・パン 46.5%、 ② 現状又は学校給食選択制 37.1%、③ 学校給食 15.3%</p> <p>〔保護者希望〕</p> <p>① 学校給食 57.4%、② 現状又は学校給食選択制 26.4%、 ③ 家庭又は業者弁当・パン 15.6%</p> <p>【18 校分の生徒回答客体 1,828 件、保護者回答客体 1,467 件】</p>

実施市名 (実施年月)	中学校給食等に関する調査・アンケート結果の概要 【調査対象・客体数等】
茨木市 (H18.7)	〔生徒希望〕 ① 家庭弁当又は購買 44.3%、 ② 家庭弁当又は購買又は注文弁当 35.6%、 ③ 学校給食 20.1% 〔保護者希望〕 ① 学校給食 68.5% ② 家庭弁当又は購買又は注文弁当 17.2% ③ 家庭弁当又は購買 14.4%、 【中学校各学年1クラスの生徒及び保護者】
富田林市 (H16.2)	〔生徒希望〕 ① 自分で選べる昼食 32.7%、 ② 家庭弁当 17.4%、 ③ 学校給食 14.5% 、 ④ 学校内外購入パン等 8.6% 〔保護者希望〕 ① 学校給食 63.5% 、 ② 自分で選べる昼食 20.8%、 ③ 家庭弁当 4.6% 、 ④ 学校内外購入パン等 0.3% 【生徒回答客体 2,324 件、保護者回答客体 203 件】
松原市 (H17.1～2)	〔生徒希望〕 ① どちらでもいい 36.8%、② 学校給食がない方がいい 36.6% ③ 学校給食がある方がいい 25.6% 〔保護者希望〕 ① 学校給食がある方がいい 66.6% 、 ② どちらでもいい 25.8%、 ③ 学校給食がない方がいい 5.8% 【生徒回答客体 3,144 件、保護者回答客体 2,088 件のうち 6 校分】

(2) 調査・アンケート結果の分析

上記、6市の調査・アンケート結果を見ると、調査の客体数や抽出方法などに差異はありますが、いずれの市の調査・アンケート結果においても、学校給食の実施希望は保護者が圧倒的に多く、概ね60%を超えています。

また、生徒の希望については、学校給食実施に関する直接的希望は、数%から20%前後に留まっています。ただし、選択制の実施まで含めると、60%前後の実施希望があります。

中学生の学校給食実施希望が保護者に比べて少ないのは、府内において中学校の学校給食がそもそも普及していないことから、そのイメージが湧かないことや、学校給食は小学校のものとの認識があることが原因ではないかと考えられます。

3 国・他都道府県の状況について

(1) 国（文部科学省等）の動向

昭和 29 年 6 月に法が施行された当初は、小学校の学校給食のみがその適用範囲とされていましたが、昭和 31 年 4 月施行の改正法により中学校もその対象に含まれることになりました。昭和 31 年 5 月付けの文部事務次官通達によると、中学校を学校給食の適用範囲に含めた理由として、「心身ともに旺盛な発達段階にある青年前期に該当する生徒に対し、適切な学校給食が実施されることが、義務教育の完成を旨とするうえにも重要であること、および地域社会の食生活の改善に寄与する面からも、小学校等の場合にも増してその効果が期待されることなどである。」としています。

その後、食を取り巻く社会情勢は大きく変化し、とりわけ学校給食は、徹底した衛生管理に基づいた安全で安心な食事であることや、児童・生徒にとってバランスのとれた栄養豊かな食事であることはもちろんのこと、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けるなどの教育的ねらいをもって行っているものであり、食に関する指導の「生きた教材」として大変重要な役割を担っているとされています。

また、平成 17 年 7 月に食育基本法の施行、平成 18 年 3 月に食育推進基本計画の策定以後は、食育の推進が急務とされています。

このため、平成 21 年 4 月から、食育の推進を大きな柱とした改正法が施行される予定となっています。（「7 資料」43 ページ参照）

(2) 他都道府県の状況

<他県市調査の概要>

協議会において、公立中学校における学校給食又は学校給食に極めて近いスクールランチ（本報告において「スクールランチ等」という。）について、より詳細に調査研究・協議を行うため、全国的に先駆的・モデル的な給食事業を実施している他県市を下記のとおり視察・調査しました。

① 愛知県名古屋市「名古屋市中学校スクールランチ」について

- 調査時点 平成 20 年 10 月 24 日（金）
- 調査先 名古屋市役所、名古屋市立八王子中学校
- 位置付け 学校給食法上の学校給食（選択制の完全給食）
- 事業開始 平成 5 年〔試行〕～平成 10 年度〔全校〕実施
- 食費 1 食 250 円（牛乳代は別途徴収）…以前からミルク給食（全員）実施
- 実施校数 109 校（自校調理方式 2、共同調理場方式 3、民間調理場 104）
- 生徒数 51,951 名（他に 1 校のみ単独調理場方式の完全給食校あり。）
- 喫食率 56.1%（平成 20 年度）
- 栄養内容 国基準（学校給食実施基準・学校給食衛生管理基準）に準じる。
 - ・ランチルーム用メニュー 2 種（A・B ランチ）
 - ・教室用メニュー 2 種（C・D ランチ）
- 食育 地産地消の推進（年 3 回実施）、献立募集
姉妹友好都市の特別献立実施（LA、トリノ、シドニー、南京等）

- 年間予算 1,822,904 千円（平成 20 年度）
⇒委託料 16 億、他は光熱水費等
《参考：平成 18 年度の市負担費用 1 食当たり約 360 円》
- 実施方法 民間委託方式（7 業者 行政区ごとの契約単位）※行政区は 16 区
指名競争入札による 4 年間の長期継続契約（調理等業務委託契約）
〔配膳員 3 名～10 名程度〕
 - ・午前 10 時、調理完了
 - ・午前 11 時～12 時、配送車で配送（3 回：食器・おかず・ご飯）
- 委託内容 調理、盛付、配膳、食器具の洗浄（食器調達は教育委員会）・消毒・
保管、配送、施設・設備の清掃及び日常点検、残菜及び厨芥の処
理・廃油処理、ランチカードの販売・食券予約機の管理
- 経 緯
 - 昭和 44 年「中学校完全給食調査会」設置
 - 昭和 54 年「学校給食運営協議会」答申
※以後、児童・生徒数急増、過大校解消、教室整備等の緊急
課題に追われ実現できず。
 - 昭和 62 年度以降、児童・生徒数が減少期に転ずる。
※核家族化の進行、働く女性の増加、教育の一環としての
給食要望
 - 平成元年 7 月、「豊かな中学校給食検討委員会」検討開始
 - 平成 2 年 11 月、「中学校給食試行実施準備委員会」
検討開始
 - 平成 4 年度から施設整備（配膳室・ランチルーム）開始
 - 平成 5 年 6 月「中学校スクールランチ調査研究協議会」検討開始
 - 平成 6 年 12 月「中学校スクールランチ整備計画」策定

○整備経過

（配膳室・ランチルーム）

	平成 4 年度	平成 6・7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 15 年度	計
整 備 校 数	7 校	47 校	27 校	25 校	2 校	1 校	109 校

- 整備の基準 配膳室⇒1 教室相当、ランチルーム⇒3 教室相当
- 今後の方向性 スクールランチの現状方式を維持
- 参 考 小学校は、すべて(262 校、117,848 名)直営の単独調理場による学校給食を実施している。(民営化を検討)



配膳室の状況



ランチルームの状況

② 福井県越前市「越前市スクールランチ事業」について

- 調査時点 平成 20 年 10 月 1 日（水）
- 調査先 越前市役所、越前市立武生第三中学校
- 位置付け 学校給食法上の学校給食（選択制の完全給食）
- 事業開始 平成 14 年度から順次実施
（14 年度 2 校、15 年度 1 校、16 年度 2 校）
- 食費 1 食 250 円（牛乳代は別途徴収）
- 実施校数 5 校（他に、小学校との親子給食方式 1 校、合併前の旧今立町の共同調理場方式による学校給食実施校 1 校あり）
- 喫食率 約 70%（平成 19 年度） 年々増加傾向にある。
- 栄養内容 国基準（学校給食実施基準・学校給食衛生管理基準）に準じる。
 - ・ランチルーム用メニュー 2 種（A・B ランチ）
 - ・教室用ランチボックスメニュー 2 種（C・D ランチ）
- 食育 地場産物の利用、ランチルームの場を活用した指導
- 実施方法 民間委託方式（2 業者）
競争入札による 3 年間の長期継続契約（調理等業務委託契約）
1 時間以内の配送が条件。現在、越前市内の業者 1 社、福井市内の業者 1 社の計 2 社に 5 校分を委託。
- 委託内容 校外調理施設（業者）で一次調理実施。
学校で二次調理（温める、ご飯を炊く等）実施。
- 経緯 福井県では、越前市を除く全ての市町村で中学校給食が実施されていたため、市民から中学校給食実施の強い要望があった。
平成 13 年度に「IT 活用中学校給食推進プロジェクトチーム」を立ち上げて検討。
平成 14 年度より選択制中学校給食「スクールランチ」を順次開始し、現在、市内 7 校中 5 校で実施している。
- 今後の方向性 スクールランチを推進する。



配膳室の状況



スクールランチ喫食状況

4 スクールランチの基本的な考え方について

(1) 学校給食とスクールランチの対比

	「学校給食(中学校)」(昭和31年度～)	「スクールランチ」(平成21年度～)
実施の対象	当該学校に在学するすべての生徒	当該学校に在学し、喫食を希望する生徒 (家庭弁当等との選択制)
実施回数等	年間を通じ、原則として毎週5回以上、授業日の昼食時	年間を通じ、原則として毎週5回以上、授業日の昼食時
供される食物の栄養内容	国の定める学校給食摂取基準に準じる。 〔旧平均所要栄養量の基準〕	国の定める学校給食摂取基準に準じる。
提供内容等	すべての生徒に同一内容 ただし、アレルギー食対応等あり。	原則、すべての生徒に同一内容 メニューや分量については、選択制も可能。
施設等	必要な施設(直営又は民間事業者)及び設備は、保健衛生上及び管理上適切なものでなければならない。	必要な施設(民間事業者)及び設備は、保健衛生上及び管理上適切なものでなければならない。
保護者の費用負担	学校給食費の内容については、学校給食法第6条の規定により、主として <u>食物の原材料費</u> と <u>光熱水費</u> であり、これに要する経費は保護者負担とされている。もっとも法第6条の規定は経費の負担区分を示したものであり、学校の設置者が光熱水費の一部又は全部を負担することは差し支えないと解する。(国の解釈)	供される <u>食物の原材料費該当分</u> が原則。 民間事業者との <u>契約形態</u> により、費用負担に差異あり。 ↓ →教育扶助・就学援助との関係考慮 「調理」、「配送」、「配膳」、「注文」、「集金」、「献立作成*」、「食材調達*」、「食器洗浄・清掃」 《*については行政が対応又は関与》
食中毒等の対応	学校管理下における事故・健康被害であり、教育委員会・中学校の責任が問われる。直営又は民間委託を問わず、単独調理場・共同調理場の営業停止等の行政処分がなされる。	学校管理下における事故・健康被害であり、教育委員会・中学校の責任が問われる。民間事業者の校外調理場、中学校の配膳室の営業停止等の行政処分がなされる。
就学援助制度※	「生活保護法(第13条第3号)」に基づく教育扶助受給又は「学校教育法(第19条)」に基づく就学援助(学齢生徒の保護者) 「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭和62年5月1日文科大臣裁定)」に基づく学校給食費補助 (両制度は重複調整される。)	就学援助制度の国庫補助適用・交付税措置はない。 ただし、市町村独自の保護者負担の減免、補助制度の創設、価格設定への配慮などの対応は別途可能。

※就学援助対象世帯は、一般的には「市民税非課税世帯」、「児童扶養手当受給世帯」、「経済的な理由により子どもの就学が困難な世帯」等とされている。

(2) スクールランチの定義及び方向性

協議会において、現在調査研究を行っているスクールランチとは、衛生管理、栄養価・栄養管理者の関与などにおいて、市町村が法上の学校給食に極めて近い形式で実施することを前提としており、調理・準備方法は、校外調理による配膳方式とし、運営は、家庭弁当等との選択制により行うものを検討しています。

スクールランチ事業は、当該市町村における中学生の食育の推進や保護者の負担軽減を直接的な目的としていますが、同事業の円滑な実施により、順次、施設設備や運営面での体制構築等が整えば、法上の学校給食導入を目指すことを最終的な目的とする配食事業と位置付けています

なお、現在、府内において一部の市で実施されている弁当事業者等による弁当販売や他府県においてスクールランチと呼称している各種事業が既に存在していますが、本報告書において位置付ける「スクールランチ」は、協議会における協議結果を踏まえ、府内の市町村において平成21年度から新たに実施する中学生への食事の提供事業をいうものとしします。

(3) スクールランチの実施・運営方式

スクールランチの実施・運営は、公立中学校の設置者である市町村が地域の実情に応じ、自主性や独自性を発揮して執り行われることが重要であると言えます。

ただし、協議会では、スクールランチが衛生管理に基づいた安全・安心でおいしい食事であることは当然のこと、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けるなどの教育的な目的を持ち、食育推進を行うために、次のとおりのスクールランチのあるべき姿である基本的な考え方をまとめました。

- ① 実施主体： 市町村（教育委員会）
- ② 実施対象： スクールランチと家庭弁当等との選択制とする。
ただし、当該中学校に在学する可能な限り多くの生徒が利用できるよう工夫が必要。
- ③ 実施回数： 年間を通じ、原則として毎週5回、授業日の昼食時（年間180回前後）
- ④ 食費： 1食250～350円（牛乳代を含まず。）程度が望ましい。
- ⑤ 徴収方法： 1ヵ月単位程度が望ましい。他の学校活動に影響を与えないよう、注文・徴収業務の実施については配慮することが望ましい。
- ⑥ 喫食率： 50%以上を目標とすること。
- ⑦ 栄養内容： 国の定める学校給食摂取基準に準拠すること。
（栄養のバランスに留意）
- ⑧ 献立作成： 市町村教育委員会は受託者等と十分に協議し、指示すること。
市町村教育委員会の栄養士等により献立作成や摂取基準等の確認の実施、関与を行うこと。
国際教育等の観点から、様々な国・地域の献立・メニューが準備されていることが望ましい。

- ⑨ 食材調達： 市町村教育委員会、市町村学校給食会、学校等による実施が望ましい。食材は地場産物や国産物の使用が望ましい。
- ⑩ 施設設備： [中学校]
- ・共同調理場の受配校に準じた配膳室を整備すること。
 - ・併せて、ランチルームの整備も望ましい。
 - ・温蔵庫、保冷庫等の設置が望ましい。
- [校外調理施設（民間）]
- ・食品衛生法に基づき、弁当又は仕出し料理を製造できる飲食店営業の許可を有する事業者の施設
 - ・「食品衛生法」、「営業者が講ずべき措置の基準（府）」、「弁当及びそうざいの衛生規範」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を遵守し、安全かつ衛生面に配慮
- ※共同調理場や他学校の単独調理場を活用する場合は、「学校給食衛生管理基準」に準じること。
- ⑪ 調理配送： [調理]
- ・「学校給食衛生管理基準」に準じること。
 - ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守すること。
- [配送]
- ・保温食缶、保冷車等温度管理された車で配送すること。（温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供）
 - ・配送遅延をなくし、事故等の緊急体制を整えること。
- ⑫ 配膳： 環境教育の観点から、使い捨ての容器などを使用することなく、配膳方式（食器・ランチボックス使用）による食事とすること。
- ⑬ 保存食・検食： [保存食]
- ・調理場、配膳室において学校給食衛生管理基準に準じ、保存食を実施すること。
- [検食]
- ・味や異物の混入等を確認するため、学校給食衛生管理基準に準じ、学校の責任者による検食を実施すること。
- ⑭ 食育：
- ・食材には地場産物を活用すること。
 - ・ランチルームを活用した学年・学級の食に関する指導に努めること。
 - ・残食及び残乳の確認、把握、減量改善に努めること。
- ⑮ 方向性： スクールランチは法上の学校給食ではないが、将来的に法上の学校給食を目指すものとする。

5 各市町村の考え方について

(1) 平成20年3月調査

府教育委員会がスクールランチや協議会設置の検討を開始した平成20年3月に、府内の全市町村（政令指定都市を含む。）に対して、学校給食の未実施の状況等に関する調査を実施しました。

その調査結果を府教育委員会がまとめたものは次のとおりです。

《全43市町村の中学校給食に対する考え方（平成20年3月調査）まとめ》

【中学校給食を実施していない理由別分類】

家庭弁当持参原則・推奨又は家庭弁当そのものに教育的価値を見出している

⇒10市町

大阪市（平成20年3月まで12校で実施）、岸和田市、池田市、吹田市、寝屋川市、箕面市（1校のみ実施）、能勢町、忠岡町、太子町、河南町

中学校に小学校給食のような学校給食はなじまない

⇒3市

泉大津市（財政理由含む）、河内長野市、大東市（財政理由含む）

小学校給食に全力傾注で余力なし

⇒4市

堺市、枚方市（財政理由含む）、八尾市、東大阪市（財政理由含む）

人的、施設設備、財政上の理由

⇒18市町村

豊中市、高槻市、貝塚市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市（1校のみ実施）、松原市（1校のみ実施）、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、阪南市、島本町、豊能町、千早赤阪村

〔参考〕全校で中学校給食（完全給食）を実施： 8市町（再掲）

和泉市、門真市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、熊取町、田尻町、岬町

全43市町村の中学校給食に対する考え方（平成20年3月調査：全市町村対象）

市町村名 (学校数)	中学校給食(完全給食)を実施していない理由
大阪市(131)	家庭からの弁当持参を基本としているため。
堺市(43)	小学校給食の安全対策に全力を注いでいるのが現状です。施設設備に伴う経費、給食設備の設置場所、指導上の体制づくり等の課題があり、現時点では実施困難であるため。
岸和田市(11)	家庭からの弁当持参を推奨しているため。 〔備考〕弁当を持ってこられない時などに利用できる選択制弁当を実施。 平成19年9月から1校で試行。平成20年9月から全校(11校)で実施予定。
豊中市(18)	体制及び施設・設備が整っていないため。
池田市(5)	家庭から弁当を持参しているため。(ミルク給食を5校全校で実施。)
吹田市(18)	学校給食法の精神を踏まえつつも、親子のふれあいや愛情のこもった家庭弁当が大切なものとして実施されなかった。 〔備考〕平成21年1月からデリバリー方式で年次的に実施していく予定。
泉大津市(3)	中学校で給食を実施するにあたっては、小学校とは異なり、食べる量の個人差が大きく、特に思春期の女子中学生においては、残量の多いことが(中学校給食を)実施されている市町村で問題となっており、同じ献立で同量を食べ、一定の栄養給与量を摂取することが困難であると考えている。また、給食施設の整備、調理の人的整備の問題もあり、財政的にも困難であることから、現在のところ中学校給食は考えていない。
高槻市(18)	施設整備費や運営経費など多額の費用が必要で、厳しい財政状況の中、実施が困難であったため。
貝塚市(5)	財政上問題があり、実施は困難。現在、選択制弁当販売を実施。今後も継続予定。
守口市(9)	財政難及び中学生の嗜好の個人差により、弁当持参できない生徒に対して、食堂又は弁当・パンの販売を実施しているため。
枚方市(19)	昭和40年代から人口が急増し、多くの学校建設に取り組み小学校給食の充実を優先した。昭和63年に「中学校に学校給食の早期実現を求める請願」が提出され、文教常任委員会で1年6ヵ月にわたり検討され、平成2年3月8日不採択となった。中学校給食を実施するとなれば多額の経費を要するため、現在は学校の耐震化や老朽化対策を優先して実施している。上記の理由により、中学校給食は実施していない。
茨木市(15)	財政上(経費)の理由による。(2校で選択制弁当を実施。)
八尾市(15)	小学校給食の充実に力を入れており、中学校給食まで手が回らない。 (1校で補食給食、14校でミルク給食を実施。)
泉佐野市(5)	自校調理方式の場合は、給食用配膳室・調理室の確保が困難であり、共

泉佐野市(5)	同調理場方式の場合は、新たな調理施設の建設・大型厨房機器類の設置を要し、また両方式のいずれも新たな人的要員を要するため、財政再建中の当市にとり、現在の財政状況を勘案した場合、中学校給食を実施できる状況にない。(5校全校で弁当事業を実施中。)
富田林市(8)	施設環境や財政的問題等により、実施してこなかった。 平成 19 年 1 月 10 日、1 校で中学校給食開始。 平成 21 年度開始予定 4 校、平成 22 年度開始予定 3 校。
寝屋川市(12)	中学校給食検討委員会において、実施に向け検討を行ったが、費用対効果の面からも、家庭からの弁当持参が親子の絆を深め、教育的にも価値があるとの結論に至った。
河内長野市(7)	自我の著しい発達、個人差、嗜好の多様化に伴う残食の多さ、思春期における指導上の問題などが多くあり、望ましい人間形成を目指す学校給食にとって多くの課題がある。保護者の多くは給食の実施に賛成であるが、その反面、多くの生徒は実施に反対で、教師も実施については反対の意見が多い。巨額の費用を使うことは、教育の喫緊の課題とは考えられず、保護者の負担は大きく軽減できても、学校教育の意義、教育としての学校給食を実施することの意義は薄い。弁当を持参できない生徒の対策は必要と考える。(ミルク給食を7校全校で実施。)
松原市(7)	昭和 47 年 4 月に 1 校で試行したが、その後、急激な児童・生徒数の増加のため、施設の処理能力等の限界もあり、他の中学校まで普及できていない。平成 14 年 9 月、中学校給食調査検討委員会を立ち上げ、様々な視点から協議し提言書を頂いた。その提言書の主旨に基づき、平成 19 年 1 月に中学校給食推進会議を設置し、現在検討を進めている。
大東市(8)	中学生という思春期を迎えた子どもにとって、食を通して親子の結びつきを確かめ、深めることは重要なことと考えており、また、自我を形成するに当たって仮に親が弁当を持たせることができない日があった場合でも、一度自分で作ってみようとする行動が一つの教育になると考えている。また、現在各学校には給食調理室を作るスペースがなく、新たな土地の取得と厨房機器や設備を整えるには財政負担が大きすぎる。単に共働きの世帯が増えたからといって安易に提供する道を選択することは教育上問題が残り、また実施する上で完全給食という形での提供であれば財政上容易なことではないため。
和泉市(10)	全中学校(10校)で完全給食実施。
箕面市(7)	中学校では弁当持参方式を優先してきたため。1校で完全給食実施。
柏原市(6)	本市は隣接している藤井寺市との2市で学校給食組合を設置し、センター方式による小学校給食を実施しているが、中学校給食を実施するには、給食センターの施設の新設・整備、人員の整備や新たに発生する残菜の処理などに莫大な費用を要するため、現状では実施は困難な状況である。
羽曳野市(6)	調理等給食実施可能な施設がないため。
門真市(7)	全中学校(7校)で完全給食実施。
摂津市(5)	施設整備の問題、学校側の受け入れ体制の問題、初期投資・ランニングコスト等財政負担の問題。

高石市(3)	自校単独調理による給食は、施設及び設備費や調理員の人件費等財政的にも非常に厳しい。最近、希望者への配食による給食実施が行われつつあり、他市の状況等も踏まえ検討する。
藤井寺市(3)	施設面の条件が整っていない状況があり、財源もないため。
東大阪市(26)	昭和 42 年に 3 市が合併して東大阪市となったときには、一部でのみ小学校の給食が実施されていた。合併後の昭和 45 年に全小学校で学校給食を実施するために学校給食センター 2 カ所を建設。その後、児童・生徒の急激な増加に伴い、小・中学校新設・分離が昭和 60 年頃まで続き、これに財源の多くが投入された。さらに、昭和 50 年半ば頃から既存の単独調理場の老朽化対策が必要となり、これにも多額の財源が必要となった。結果として中学校給食の実施には至らなかった。
泉南市(4)	厳しい財政状況の中、現状では中学校給食の実施は難しい。
四條畷市(4)	全中学校（4 校）で完全給食実施。
交野市(4)	全中学校（4 校）で完全給食実施。
大阪狭山市(3)	全中学校（3 校）で完全給食実施。
阪南市(5)	現給食センターの施設では、中学校給食を提供できる余裕がない。財政の逼迫により、給食センター施設の増設又は、新規の事業ができない。
島本町(2)	中学校においては、単独調理方式で会食のできる食堂等の環境整備が必要と考えられることから、敷地内に給食棟と食堂を設置できるだけのスペースがないことと、小・中学校及び保育所の給食を一括してセンター方式の検討を行ったが、調理職員数等を考慮すると経済的、財政的效果が得られないという結論が出ている。中学校は家庭からの弁当持参と弁当業者との委託契約により、希望者には弁当給食の提供という方法で、中学校給食の導入調査・研究を重ねているが、問題整理等を含め最終結論に達していないため、未実施となっている。
豊能町(2)	財政事情により未実施。
能勢町(2)	学校給食法の精神を尊重しつつも、子どもたちが家庭の弁当に保護者の愛情を感じ、また保護者も子どもの養育に責任を感じるという双方の心のふれあいを大切にするという観点から、今日まで学校給食が見送られてきた。
忠岡町(1)	伝統的に弁当持参率が高く、さらには調理施設等の関係もあり、実施していない。
熊取町(3)	全中学校（3 校）で完全給食実施。
田尻町(1)	全中学校（1 校）で完全給食実施。
岬町(1)	全中学校（1 校）で完全給食実施。
太子町(1)	年齢的に食量や嗜好の個人差などが大きくなるため。弁当制により家庭と学校が一体となって食育の推進を図ることが可能な地域であるため。（ミルク給食を 1 校(全校)で実施。）
河南町(1)	施策により。（ミルク給食を 1 校(全校)で実施。）
千早赤阪村(1)	財政面で実施は難しい。（ミルク給食を 1 校(全校)で実施。）

〔参考〕平成 20 年 3 月 3 日付け照会文書「学校給食の未実施校について」による調査

(2) 平成20年9月調査

府教育委員会が協議会を設置し、第1回目の協議が終了した直後の平成20年9月に、改めて府内の政令指定都市を除く41市町村に対して、協議会の情報提供とともに、中学校給食やスクールランチについて予算要求に向けた措置等を中心に調査を実施しました。

その調査結果を府教育委員会がまとめたものは次のとおりです。

《各市町村のスクールランチ等に対する考え方（平成20年9月調査）まとめ》

【各市町村(41市町村)の方針・考え方】(全校で中学校給食を実施している5市3町を除く。)

平成21年度以降に中学校給食実施予定(設置校の一部のケースを含む。)

⇒3市

富田林市(H21:4校、H22:3校、既設1校)、
吹田市(H21:6校、H22:7校、H23:1校)、箕面市(H23:1校(新設))

平成21年度以降にスクールランチ実施予定

⇒2市

高槻市(H21:18校)、茨木市(H21:6校)

平成21年度以降に中学校給食又はスクールランチの実施の可否を含めた検討

⇒6市町

豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、河南町

中学校給食・スクールランチとも実施予定なし

⇒17市町村

岸和田市(11校全校で別途選択制弁当実施)、
池田市(5校全校でミルク給食、4校でパン販売実施)、
貝塚市(5校全校で別途選択制弁当実施)、
守口市(9校全校で食堂設置又は弁当・パン販売実施)、
泉佐野市(5校全校で別途選択制弁当実施)、
大東市(1校でパン・おにぎり販売)、柏原市(3校で弁当・パン販売実施)、
羽曳野市、摂津市(5校全校でパン・おにぎり・ジュース販売実施)、高石市、
藤井寺市、東大阪市、泉南市(2校で校区内の商店等がパン等販売実施)、
島本町、豊能町(2校全校でパン販売実施)、忠岡町、
千早赤阪村(1校全校でミルク給食実施)

未定・未回答

⇒5市町

泉大津市、河内長野市、阪南市、能勢町、
太子町(1校全校でミルク給食実施)

各市町村のスクールランチ等に対する考え方（平成 20 年 9 月調査：政令市を除く市町村）

市 町 村 名 (学校数)	スクールランチ等に対する考え方
岸和田市(11)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕 1 校で選択制弁当を実施 （本年 4 月から 7 月平均 喫食率 1.5%） 〔平成 21 年度予算見込み〕 3,520 千円〔2,000 円/日×160 日×11 校〕
豊中市(18)	スクールランチの実施について検討中（中学校給食の予定なし。）。 年次・校数等未定。 〔現状〕 12 校でパン・おにぎり・牛乳等飲料販売。
池田市(5)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕 4 校で調理パン販売。全中学校(5 校)でミルク給食実施。
吹田市(18)	中学校給食実施予定 ⇒ 平成 21 年度 6 校、平成 22 年度 7 校、平成 23 年度 1 校 〔現状〕 17 校でパン・牛乳販売実施。
泉大津市(3)	未定
高槻市(18)	スクールランチ実施予定⇒平成 21 年度 18 校、支援増額・財団物資斡旋・点検指導要望 〔現状〕 18 校でパン・おにぎり・弁当販売実施。
貝塚市(5)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕 全中学校(5 校)で選択制弁当を実施 （本年 4 月から 7 月平均 喫食率 6.2%）
守口市(9)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕 9 校で食堂又は弁当・パンの販売を実施。
枚方市(19)	中学校給食又はスクールランチの実施について検討中。年次・校数等未定。 事業の実践事例や受託業者の紹介、支援期間の延長を要望。 〔現状〕 5 校でパン・おにぎり等販売。1 校で隣接する障害者福祉工場から弁当購入。
茨木市(15)	スクールランチ実施予定⇒平成 21 年度 6 校、府諸要件の摘要への柔軟な対応要望。 〔現状〕 2 校で選択制弁当を実施（本年 4 月から 7 月平均 喫食率 3%）。13 校でパン・おにぎり・飲み物販売実施。
八尾市(15)	スクールランチの実施について検討中（中学校給食の予定なし。）。 年次・校数等未定。 〔現状〕 1 校で補食給食、14 校でミルク給食を実施。8 校でパン販売実施。
泉佐野市(5)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕 平成 12 年度 2 学期から 5 校全校で選択制弁当を実施（喫食率 2%）。

富田林市(8)	中学校給食実施予定 ⇒ 平成 21 年度 4校、平成 22 年度 3校 学校給食実施の支援率をスクールランチに比べ増額要望。 〔現状〕1校で完全給食実施（単独調理方式）。全8校でパン・牛乳・ ジュース販売実施。
寝屋川市(12)	平成 22 年度以降、スクールランチの実施について検討中（中学校給食 の予定なし。）。 校数等未定。『中学校昼食サポート事業』を検討。
河内長野市(7)	未定
松原市(7)	スクールランチの実施について検討中（中学校給食の予定なし。）。年 次・校数等未定。 〔現状〕1校で中学校給食（共同調理場方式）を実施。
大東市(8)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕1校で菓子パン・おにぎり販売実施。
和泉市(10)	昭和 31 年度から全中学校（10 校）で完全給食実施。実施市町への 支援要望。
箕面市(7)	中学校給食実施予定 ⇒ 平成 23 年度 1 校（H23 開校予定の小中 一貫校の中学校） スクールランチの実施について検討中。年次・校数等未定。 〔現状〕1校（単独調理方式）で完全給食実施。6校でパン販売実施、 他におにぎり販売1校、牛乳販売1校、乳飲料販売1校など。
柏原市(6)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。補助額・限度額の大幅引き 上げ要望。 〔現状〕3校で弁当・パン販売実施。
羽曳野市(6)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕なし。
門真市(7)	全中学校（7校）で完全給食実施。実施市町への支援要望。
摂津市(5)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。家庭弁当定着(8割超)+就 学援助率 35%超 〔現状〕5校全校でパン、おにぎり、ジュース販売。
高石市(3)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕なし。
藤井寺市(3)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕なし。
東大阪市(26)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 スクールランチの運営・実施方法、配膳室・設備の設置等のモデル提示 要望（今後の検討及び経費見積もりの参考としたい。）。 〔現状〕学校ごとの取り組み状況は把握していない。
泉南市(4)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕2校において、校区内の商店等が学校の要請等を受けて、パン 等の販売実施。
四條畷市(4)	全中学校（4校）で完全給食実施。
交野市(4)	全中学校（4校）で完全給食実施。実施市町への支援要望。
大阪狭山市(3)	全中学校（3校）で完全給食実施。

阪南市(5)	未定
島本町(2)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕なし。
豊能町(2)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕全中学校(2校)において、調理パン販売実施。
能勢町(2)	未定
忠岡町(1)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕なし。
熊取町(3)	全中学校(3校)で完全給食実施。
田尻町(1)	全中学校(1校)で完全給食実施。
岬町(1)	全中学校(1校)で完全給食実施。
太子町(1)	未定 〔現状〕全中学校(1校)でミルク給食実施。
河南町(1)	中学校給食又はスクールランチの実施について検討中。平成22年度以降・校数等未定。 〔現状〕全中学校(1校)でミルク給食実施。
千早赤阪村(1)	中学校給食・スクールランチとも予定なし。 〔現状〕全中学校(1校)でミルク給食実施。 牛乳を希望する生徒に牛乳のみ配付。牛乳は業者が学校直送。

〔参考〕平成20年9月24日付け照会文書「大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会の設置及び平成21年度予算要求に向けた措置等について」による調査

(3) 平成21年度における市町村の事業化見込み

上記調査結果(平成20年9月分)に基づき、協議会において、平成21年度における各市町村のスクールランチ等に関する事業化見込み(中学校数)を次のとおり試算しました。

平成21年度における中学校給食又はスクールランチの実施見込学校数

○実施予定 34校(4市分)

○実施検討 24校*(6市町分)

* (18校+19校+15校+12校+7校+1校) / 3カ年(平成21~23年度めど)
=24校

合 計 58校

6 大阪府の支援について

(1) 支援の考え方及び内容

協議会においては、市町村において円滑にスクールランチ等の新規事業化が推進されるための府の支援方法や内容、環境づくり等について協議を行ってきました。

併せて、これまで、府内において中学校給食の実施が進まなかった原因の把握、生徒や保護者の考え方や市町村の意向・考え方などについても前掲したとおり、調査研究を行ってきました。

それらを踏まえ、市町村において、財政的・技術的な課題に対応しつつ、比較的早期に事業化できるための府の支援の考え方及びその内容を次のとおりまとめました。

①支援期間： 平成 21 年度～平成 23 年度の3カ年

平成 21 年度から支援を開始し、「大阪府食育推進計画(平成 19 年 3 月策定)」の計画期間の終期であり、中学校における新学習指導要領全面実施の前年度である平成 23 年度で終了する。

②支援対象： 事業実施を予定する府内の市町村(ただし、政令指定都市を除く。)

政令指定都市については、財政規模が他市町村に比べ格段に大きいほか、平成 20 年 3 月調査結果(前掲)や給食廃止後に別途独自の昼食事業等を検討・実施中であることなどから支援対象外とする。

③支援内容： スクールランチ等の新規実施に必要な初期費用(インフラ相当分)

○配膳室・ランチルームの整備〔工事請負費〕

○温蔵庫・保冷庫等の設置〔備品購入費〕

○食器・トレー等の購入〔消耗需用費〕

維持費やランニングコストについては、学校給食法の経費負担区分の考え方や地方交付税(中学校費)により措置されていることなどから支援対象外とする。

また、文部科学省所管「安全・安心な学校づくり交付金」の対象経費及び学校給食既実施校の改築・改修・備品整備に係る経費は対象外とする。

④支援金額： 上記③の内容について、中学校1校あたりに要する経費250万円を上限として府が支援する。

(1校あたり必要経費500万円の1/2を支援する補助金)

⑤支援条件： 府教育委員会が別途定める補助等に関する要綱等に基づくこととし、要件を満たす事業を一定期間以上継続すること。

例えば、スクールランチから学校給食へ移行する場合などを除き、その期間を10年とする。その間の財産処分等は禁止。

(2) 支援・指導・助言・将来展望

市町村への支援・指導・助言などを適切に行うため、別途、次の要綱を府教育委員会において整備検討します。

大阪府公立中学校スクールランチ等推進補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 府は、公立中学校の設置者である市町村が地域の実情に応じ、公立中学校において実施する次条に規定する事業について自主性及び独自性を発揮して展開できるよう支援するため、予算の定めるところにより、公立中学校スクールランチ等推進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。（同規則中「知事」とある文字は大阪府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）と読み替えるものとする。））及びこの要綱の定めるところによる。

（補助金の対象）

第2条 補助金の対象となる事業は、「大阪府公立中学校スクールランチ等推進事業実施要綱」（別添）に基づき公立中学校の設置者が実施する事業とする。

（補助の対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費のうち、別表第3欄の種目ごとに定める第5欄に定める対象経費とする。

（交付額の算定方法）

第4条 この要綱に定める補助金の交付額は、別表第5欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、別表第4欄に定める基準額により算定した額とを比較して少ない方の額とする。算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（経費配分の軽微な変更等）

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する教育長の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の20%以内の変更とする。なお、区分間における経費の配分変更は認めないものとする。

2 規則第6条第1項第1号又は同項第2号に規定する承認を受けようとする者は、補助金経費配分（内容）変更承認申請書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第3号に規定する承認を受けようとする者は、補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第6条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。ただし、公立中学校の設置者が指定する団体等に委託又は補助する場合には、別に条件を付することがある。

- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助金を事業目的以外に使用してはならない。
- (4) 目的外に補助金を使用した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (5) 教育長は、公立中学校の設置者が規則第19条に規定する財産を教育長の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。
- (6) 当該補助事業に対して、国及び府の他の補助金等が交付されていないこと。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第4条第1項の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、教育長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書は教育長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の申請の取り下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

(交付決定までの標準的期間)

第9条 教育長は、第7条に定める申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に市町村長への交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書(様式第2号)に関係書類を添えて、補助事業の完了したその翌日から起算して30日以内又は当該会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに(規則第6条第1項第3号により事業の廃止の承認を受けたときには、当該承認の通知を受理した日から7日以内)、教育長に提出することにより行わなければならない。

(書類等の検査)

第11条 教育長は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めたときは市町村長に対して、報告又は関係書類の提出を求め、あるいは帳簿等を検査することができる。

また、教育長は、その職員に市町村の事務所その他事務を行う場所に立ち入り検査をさせることができる。

(事業効果の検証)

第12条 教育長は、市町村に対して、適時適切に助言するとともに、その事業効果を検証することとする。

(補助金の交付)

第13条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、教育長は、事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、概算払いにより交付するものとする。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、規則第7条による通知を受け取った日以降速やかに補助金交付請求書(様式第5号)を教育長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第19条第4号及び第5号の教育長が定める財産並びに規則第19条ただし書きの教育長が定める期間は、減価償却資産の対応年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)による。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年5月末をもって失効するものとする。

別表 補助金交付基準

1 区分	2 細目	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
中学校 スクール ランチ推 進事業	新規開 始事業	新規ス クール ランチ 事業	実施中学校1カ所当たり 2,500 千円 ○中学校配膳室・ランチルーム等の整備 に伴う工事費、温蔵庫・保冷库・ワゴ ンなどの購入費、ランチボックス・ト レイ・食器類などの消耗品費	事業実施に必要な工 事請負費、備品購入 費、消耗需用費	1/2 〔基準額〕 以上は 定額 2,500 千円
中学校 給食推 進事業		新規完 全給食 事業	実施中学校1カ所当たり 2,500 千円 ○中学校配膳室・ランチルーム等の整備 に伴う工事費、温蔵庫・保冷库・ワゴ ンなどの購入費、ランチボックス・ト レイ・食器類などの消耗品費 ※ 国所管「安全・安心な学校づくり 交付金」対象経費を除く。		

〔※ 要綱案の様式類は省略〕

【別添】

大阪府公立中学校スクールランチ等推進事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 大阪府公立中学校スクールランチ等推進事業（以下「事業」という。）は、府内における公立中学校スクールランチ等（以下「スクールランチ等」という。）の事業開始を支援し、栄養バランスのとれたスクールランチ等の普及と健全な発展を図り、もって生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する理解と適切な判断力を養うことを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、公立中学校の設置者である市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市を除く。以下同じ。）とする。

（定義）

第3条 この要綱において、スクールランチ等とは次のとおりとする。

- (1) 国が定めた「学校給食実施基準」の学校給食摂取基準及び「学校給食衛生管理基準」に準拠した献立・調理方法等による適温管理された昼食（主食・副食）販売（以下、「新規スクールランチ事業」という。）
- (2) 学校給食法（昭和29年法律第160号、以下「法」という。）に基づく中学校における学校給食（以下「新規完全給食事業」という。）
- 2 スクールランチ等には、弁当事業者等による責任献立に基づく弁当販売事業（いわゆる「責任献立弁当」）は含まないものとする。
- 3 府の支援の対象となるスクールランチ等の事業開始は、この要綱施行以後に新たに実施されるものに限る。

（事業の内容）

第4条 実施主体が新たに実施する前条第1項各号に規定するスクールランチ等については、その内容を自主的に決定することを原則とする。ただし、事業実施については、次号に掲げる内容に配慮すること。

(1) 新規スクールランチ事業

別紙のとおり、「学校給食実施基準」・「学校給食衛生管理基準」に準じた衛生管理・栄養バランス、献立作成への市町村教育委員会の栄養士等の関与、食育の推進、食中毒防止、検食・保存食の実施、地場産物の活用を視野に入れた物資購入管理、競争原理を取り入れた業者決定、単価、注文数の集約方法・注文方法、献立数、喫食方法、温度・味覚管理、環境教育・国際教育などについて配慮し、事業の持続可能性を高めた内容とするものとする。

(2) 新規完全給食事業

調理業務、運搬、物資購入管理、食器洗浄、ボイラー管理などの業務運営形態は、直営、民間委託を問わず、また、調理方式についても、単独調理場、共同調理場等のいずれの方式であるかを問わないものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年5月末をもって失効するものとする。

「スクールランチ事業」推進の基本的な考え方について

○大阪府内の公立中学校における学校給食又は学校給食に極めて近い手法で実施するスクールランチ事業について、平成21年度から新規に実施する市町村（政令市を除く。）を大阪府が支援し、食育の推進と保護者の負担軽減を図るものとする。

○スクールランチ事業導入推進・支援の実施時期・理由は、次のとおりである。

- ①大阪府における公立中学校における学校給食の実施率(7.7%)が極めて低く、可能な限り速やかに何らかの対応を行う必要がある。
- ②第169回通常国会において、学校給食法の一部改正が行われ、平成21年4月から施行されることとなった。食の大切さや食文化、栄養のバランスなどを学ぶ「食育」が給食の主な目的となり、学校給食を活用した食に関する指導の充実が掲げられた。
- ③中学校において新学習指導要領が全面実施されるのは平成24年度からとなっているが、新学習指導要領のうち、食育に関連する「総則」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」については、平成21年度から先行実施されることになっている。
- ④学校における食育推進や学校給食の充実などを目標に掲げ、平成19年3月に策定された大阪府食育推進計画の計画終期が平成23年度となっており、計画期間内における対応策の充実が必要である。

○スクールランチは、別紙のとおり、民間業者による校外調理の弁当に工夫を凝らした付加価値を加えることにより、学校給食に極めて近い手法により実施するものとする。

付加価値を例示すると、「学校給食実施基準・衛生管理基準に準じた衛生管理・摂取基準」、「献立作成への栄養士の関与」、「食中毒防止対策」、「検食・保存食の実施」、「環境問題対策」、「食育・国際教育推進」、「温かく、おいしく実施」、「生徒・保護者ニーズの継続把握」などである。

○市町村への支援については、イニシャルコスト（初期費用）に対する支援とランニングコスト（維持・運転費用）に対する支援があるが、事業開始・立ち上げに当面必要な初期投資に係る費用を市町村の財政事情を勘案して大阪府が支援するものとする。公立中学校における学校給食の実施は学校設置者である市町村の努力義務とされていること、公立中学校における給食実施に係る人件費・委託費等については中学校費として地方交

付税措置されていることなどから、新規事業開始時のイニシャルコストに対する支援を柱とする。

なお、支援の期間については、平成21年度から同23年度までの3カ年間とする。

○スクールランチ事業を実施・充実させ、最終的には学校給食法に基づく中学校給食の開始につなげることを目的とする。

【別紙】

「スクールランチ」の実施基準等について

1 実施の対象

スクールランチと家庭弁当等との選択制を基本とするが、当該公立中学校に在学する可能な限り多くの生徒に対して実施することができるよう工夫することを原則とする。

2 実施回数等

年間を通じ、原則として毎週5回、授業日の昼食時に実施されるものとする。

3 供する食物の栄養内容等

○下記に掲げる生徒1人1回当たりの摂取基準に準拠すること。

区 分	生徒1人1回当たりの摂取基準
エネルギー(kcal)	850
たんぱく質(g) (範 囲)	28 19~35 (示した値の内に収めることが望ましい範囲)
脂 肪(%)	給食等による摂取エネルギー全体の25~30%
ナトリウム(食塩相当量)(g)	3未満
カルシウム(mg) (目 標 値)	420 470(摂取することがより望ましい値)
鉄(mg)	4
ビタミンA(μ gRE) (範 囲)	210 210~630 (示した値の内に収めることが望ましい範囲)
ビタミンB1(mg)	0.6
ビタミンB2(mg)	0.6
ビタミンC(mg)	33
食物繊維(g)	7.5
マグネシウム(mg) ※	140
亜鉛(mg) ※	3

(注) 1 ※印については、それぞれの摂取量について配慮すること。

2 上記摂取基準の適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

- 献立作成について、市町村教育委員会は受託者等と十分に協議し、指示すること。
市町村教育委員会の栄養士等により献立作成や摂取基準等の確認の実施、関与を行うこと。
- 献立は原則加熱調理で季節の野菜等を使用し、季節感、行事食、嗜好等に配慮された魅力的な内容であること。また、生徒の健康の保持・増進に配慮した安全で栄養のバランスがとれた内容であること。
- 食材は、食品添加物、農薬等の安全性に配慮した良質・新鮮で安全なものを使用すること。また、食材の産地、製造工場名、製造日、納入時間等を把握し、記録しておくこと。

4 施設設備等

スクールランチの実施に必要な施設設備等は、下記のとおり、保健衛生上及び管理上適切なものでなければならない。

【公立中学校の施設設備・配膳等】

市町村教育委員会・中学校

- 中学校における配膳室・ランチルームについては、共同調理場の受配校の施設設備に準じた内容とすることが望ましい。
 - 必要に応じて関係保健所の協力、助言、援助（食品衛生法に定める食品衛生監視員による監視指導を含む。）を受けつつ、配膳室・ランチルーム、配膳作業、衛生管理体制等について実態把握に努めること。
- ##### 受託者（給食・弁当事業者）
- 各中学校現場において、当該校を所管する保健所から営業許可を受けること。
 - 中学校が定める昼食時間に昼食が完了するよう、食数に応じた配膳員を配置し配膳すること。また、配膳員の中から食品衛生責任者を定めること。
 - 温かい副食を提供すること。特に、汁物、麺類、シチュー類等は、温かい状態で提供すること。
 - 中学校の教室・ランチルーム等昼食場所の清潔保持（配膳前後の食卓清拭、床掃除等）及び昼食終了後の原状回復に努めること。なお、使い捨ての清潔なタオル（ペーパータオル）を毎回準備すること。
 - 残菜及びゴミ等は汚臭・汚液が漏れないようにし、責任をもって回収し処分すること。また、特に牛乳等は再使用しないこと。

【調理設備・調理方法等】

受託者（給食・弁当事業者）

- 調理設備・施設の衛生管理に努めること。
- 食品衛生法に基づき、弁当又は仕出し料理を製造できる飲食店営業の許可を有する事業者の施設で、食事時間を考慮の上、衛生的かつ適温での提供ができるよう調理・盛付すること。
- 調理・盛付・配送の実施に当たって、「食品衛生法」、府知事の定める「営業者が講ずべき措置の基準（大阪府食品衛生法施行条例第3条）」、「弁当及びそうざいの衛生規範」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を遵守し、安全かつ衛生面に配慮すること。
- 調理完成時に85℃1分以上の殺菌・加熱ができているか中心温度計で確認し、測定時間とその測定温度を記録しておくこと。また、調製した時間を記録しておくこと。

- 調理従事者に対する衛生教育、健康管理を徹底して行い、食中毒防止に努めること。
- 調理従事者（配膳員・配送者を含む。）は、清潔な作業衣・帽子・マスク及び使い捨て手袋等を着用し、衛生面に留意すること。
- 調理従事者の健康管理を確実にし、結果を整備・保存しておくこと。また、検便は従事者全員に月2回以上実施し、結果を市町村教育委員会に提出すること。
- 調理従事者（配膳員・配送者を含む。）は、作業前、用便後、汚物処理後等に必ず手指を洗浄・消毒するとともに、服装、履物を常に清潔に保ち、衛生面に留意すること。
- 調理されたスクールランチは、その調製から概ね2時間以内に喫食できるようにすること。

市町村教育委員会・中学校

- 喫食・残食状況を常に把握し、記録すること。また、それを献立作成に反映させること。
- 受託者の調理設備等に対して、随時施設等の視察・点検を行い、その実態の把握に努めること。
- 当日のスクールランチについては、受配中学校において、あらかじめ責任者を定めて検食を行うこと。検食の際には、特に次の点に留意すること。
 - ①食品の中に人体に有害と思われる異物の混入がないか。
 - ②調理過程において加熱・冷却処理が適切に行われているか。
 - ③食品の異味、異臭その他の異常がないか。
 - ④一食分として、それぞれの食品の量が適当か。
 - ④味付けや、香り、色彩、形態などが適切か。
 また、生徒の嗜好との関連はどのように配慮されているか。
- 検食を行った時間、検食者の意見など、検食の結果を検食簿等に必ず記録すること。

【配送・保存等】

受託者（給食・弁当事業者）

- 調製したスクールランチは、適温提供の工夫をし、必要な食器具により中学校に搬入すること。その際、保冷車等温度管理された車で配送すること。また、出発時間、到着時間を記録しておくこと。

なお、温かい副食は、保温食缶等により配送し、献立によっては、中学校内の温蔵庫等にて80℃以上で保温すること。
- ご飯については、保温ジャー又は保温容器に入れて配送し、65℃以上の適温での提供に努めること。
- 牛乳は、当日10℃以下で配送し、納入後、中学校の冷蔵庫等に保管すること。
- 調理場において、当日の調理済食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器に密封して入れ、-20℃以下、2週間以上保存すること。また、中学校において、当日の調理済食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器に密封して入れ、-20℃以下、2週間以上保存し、保存期間を経過したものは廃棄すること。なお、その記録を保存しておくこと。
- 配送遅延等により授業など学校教育活動に支障が出ないようにすること。
- 配送時における事故等により、配送が遅延又は困難になった場合には、速やかに市町村教育委員会及び当該中学校に連絡するとともに対応を検討し、協議すること。また、日頃から緊急時の体制を整えておくこと。
- スクールランチに異物が混入するなどの事故等があった場合、速やかに適切な対応を行うとともに、市町村教育委員会及び当該中学校に報告すること。また、事故等の原因を究明し、改善を図ること。

○調理業務従事者（配膳員・配送者を含む。）に対して、スクールランチの目的を十分周知し、安全なスクールランチを提供するとともに、生徒の健康保持に資することができるよう研修を企画・実施させ、資質の向上に努めること。

5 その他

○上記の他、「学校給食実施基準」「学校給食衛生管理基準」など関連諸規定に準拠し、食育に配慮した安全・安心なスクールランチの実施に努めること。

市町村支援のイメージ ～イニシャルコスト・モデル～

【支援内容】

学校給食又はスクールランチ事業を新規に実施する公立中学校 1校当たり250万円を上限として、支援（補助金）する。〔府補助率1/2〕

【考え方】

多額の工事費等が必要となる大規模な公共工事を行わず、可能な限り速やかに、配食事業が実施できることが必要。

〔参考〕 単独調理場新設 1カ所当たり 2億円以上
共同調理場新設 1カ所当たり30億円以上
(いずれも、土地取得費用含まず。)

【モデル案】(中学校1校当たり)

工事請負費 250万円 (配膳室、ランチルームの整備)	} 500万円×1/2
+	
備品購入費 200万円 (温蔵庫、保冷库等の設置)	
+	
消耗需用費 50万円 (食器、トレー等の購入)	



250万円



配膳室(イメージ)



温蔵庫・保冷库(イメージ)



食器・トレー(イメージ)

(3) スクールランチ試食会の実施結果

協議会における調査・研究を踏まえ、府教育委員会及び高槻市教育委員会の共催により、次のとおり、スクールランチ試食会を実施しました。

① 目的

協議会において、検討している「スクールランチ」を実際の学校現場で生徒・保護者など関係者が試食することにより、その普及・啓発を図るとともに、課題や改善等を検証した。

② 日時

平成21年2月5日(木) 12:15～12:45〔保護者・協議会委員等の喫食時間〕
12:45～13:30〔生徒の喫食時間〕

③ 会場

高槻市立川西中学校〔高槻市川西町2-33-1〕
(平成20年5月1日現在 生徒数344名)

④ 試食者

- ・川西中学校1年生(1～4組)及び保護者、教職員の希望者
- ・高槻市PTA協議会・高槻市教育委員会関係者、高槻市議会議員
- ・協議会全委員、大阪府教育委員会関係者 など 約150名

⑤ 献立

ご飯、豚肉の生姜焼き+キャベツ、ミニカレー、大豆と小魚の炒り煮、ひじきの炒め煮、マカロニサラダ、フルーツ(みかん、さくらんぼ)

※献立は、高槻市教育委員会の栄養士が、成長期である中学校の昼食にふさわしい栄養バランス、食材数、好み・味のバランスなどに配慮して作成した。また、調理は、高槻市内に本社・工場が所在する弁当製造・販売事業者が行った。

⑥ 栄養内容

・エネルギー	830 kcal
・たんぱく質	32.8 g
・脂 肪	22.6 g
・ナトリウム	2.6 g (食塩相当量)
・カルシウム	171 mg
・鉄	4.9 mg
・ビタミンA	319 μg RE
・ビタミンB1	1.09 mg
・ビタミンB2	0.36 mg
・食物繊維	5.8 g



試食用スクールランチ写真

⑦ 報道取材(TV)

- ・朝日放送(ABC)、関西テレビ放送(KTV)



生徒の試食状況(1年1組)

⑧ 試食会当日のアンケート結果（回答者：生徒 60 名、保護者 28 名）

〔生徒〕

○味について

おいしい 50%、まあおいしい 30%、普通 13%

⇔ あまりおいしくない・おいしくない 5%

○量（おかず）について

多い 18.3%、やや多い 26.7%、ちょうど良い 40%

⇔ やや少ない 11.7%、少ない 3.3%

○スクールランチの利用について

利用したい 81.7% ⇔ 利用したくない 16.7%

○利用する場合の利用回数（週）について（49 名）

週5回 10.2%、週4回 6.1%、週3回 22.4%

⇔ 週2回 32.7%、週1回 28.6%

○利用したくない理由について（10 名）

家庭弁当を食べる 30%、量が多い 30%、パン販売利用 30%、

おいしくない 20%（一部重複）

○主要な意見について

- ・量が少ない。 ・量が多い。 ・結構おいしかった。 ・また食べたい。
- ・フルーツ、デザートを増やして欲しい。 ・野菜が多い。
- ・ご飯が少し水っぽかったけれど、温かいから良かった。
- ・濃い味のものばかりでなく、あっさりしたものもあった方が良い。
- ・おかずが冷たい。 ・カレーの量を増やして欲しい。
- ・低価格で提供して。 ・肉類、揚物が必要。 ・キャベツに味付けを。

〔保護者〕

○味について

おいしい 42.9%、まあおいしい 35.7%、普通 21.4%

⇔ あまりおいしくない・おいしくない 0%

○量（おかず）について

多い 3.6%、やや多い 14.3%、ちょうど良い 60.7%

⇔ やや少ない 10.7%、少ない 10.7%

○スクールランチの利用について

利用させたい 96.4% ⇔ 利用したくない 3.6%

○利用させる場合の利用回数（週）について（27 名）

週5回 14.8%、週4回 3.7%、週3回 29.6%

⇔ 週2回 33.3%、週1回 18.5%

○利用させたくない理由について（1 名）

家庭弁当を食べさせたい 100%

○主要な意見について

- ・味が濃い。 ・味が濃いので飽きがくると思う。 ・個人差の対応次第。
- ・選択式ではなく親子方式の全員給食が良い。 ・温かいので良い。
- ・味付けはとてもおいしい。 ・幼児のいる家庭なので助かります。
- ・おかずの種類が豊富で全部食べれば体に良い。
- ・家の弁当と違って栄養バランスが取れているので、とても良い。

- ・総カロリーが高い割にはボリュームがない。栄養バランスは良い。
- ・放課後のクラブまで腹持ちも良さそうです。
- ・私の中学時代は給食でした。学校に給食室がありました。とてもおいしかったですし、楽しい思い出もあります。今回だけでなく、何回か試食も実施してなるべく多くの方が利用するような形になれば良いと思います（材料費などを払っても良いのでは？）。価格はどのくらいになるのかも気になります。
- ・女の子に丁度良い量だが、男の子にはとっては少ないかも。
- ・量の多い、少ない、洋風、和風などが選べたら良い。
- ・生野菜はドレッシング、マヨネーズなどがあれば良い。
- ・ご飯に、ふりかけあればうれしい。
- ・ご飯は家から持って来れるようにして欲しい。おかずも汁物だけ、おかずだけ、両方と、選択できると良い。フルーツは栄養のバランスから入れているのだろうけれども、不要だと思う。野菜の煮物とかがもっとあって欲しい。中学校でも給食があって欲しい。1週間前の申し込み様式で、残り物はなるべく減らすようにエコのことも考えて欲しい。
- ・おかずが2種類ぐらいから選べれば良い（フライ系のがっちりタイプと焼物系のあっさりタイプ）。
- ・おかずの種類が多くて体に良さそう。いつも食べているお弁当よりはいいと思います。値段が安ければ毎日でもいいと思う。
- ・当日の都合で申し込めるような仕組みが良いと思う。
- ・お味噌汁が付いていた方がバランスも取れて良いと思う。
- ・野菜を多く使用してくださると親も助かります。
- ・（現在の？）パン食が非常にマズイらしいし、当日申込みができるなら利用者は多いと思う。



試食中の協議会委員・事務局員

⑨ 生徒の残食状況

（喫食者計62名：1組 21名、2組 15名、3組 15名、4組 11名）

○ご飯	2. 5/62名	残食率 4%
○豚肉の生姜焼き	3. 0/62名	残食率 5%
○キャベツ	15. 0/62名	残食率24%
○ミニカレー	2. 5/62名	残食率 4%
○大豆と小魚の炒り煮	7. 0/62名	残食率11%
○ひじきの炒め煮	7. 0/62名	残食率11%
○マカロニサラダ	6. 0/62名	残食率10%
○みかん	1. 0/62名	残食率 2%
○さくらんぼ	6. 0/62名	残食率10%

⑩ 試食会実施結果の講評

○献立や栄養内容については、教育委員会の栄養士が作成に関与し、温度管理等にも配慮したため、提供したスクールランチ及びその事業実施についての意見は生徒・保護者とも概ね好評であった。

○スクールランチの利用については、生徒の81.7%、保護者の実に96.4%が希望しているが、週当たり利用回数については、生徒・保護者とも週2～3回を希望する者が多い。

○量や味付け、メニュー、提供回数など、あらゆる面で「選択肢を増やす」希望が多かった。

○試食会の食費については、無料で実施したにも関わらず、生徒（1年生）の試食希望者は約6割の計62名に留まったことから、家庭弁当持参希望の世帯が多くあると考えられる。

○味付けについては、濃いもの・あっさりしたものを適度に配分することが求められているほか、食費設定やその徴収方法、申込方法への配慮も必要である。



生徒の試食状況を視察する協議会委員及び関係者



スクールランチ受け取り状況



残食状況確認

7 資料

(1) 大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 大阪府内の公立中学校における学校給食又は学校給食に極めて近い手法で実施するスクールランチ（以下「スクールランチ等」という。）の実施に係る市場調査、課題整理及び研究協議を行い、平成21年度以降におけるスクールランチ等事業の円滑な運営に資するため、大阪府教育委員会事務局内に大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会では、次に掲げる事項について検討・協議する。

- (1) 市場調査（市町村、保護者・生徒、事業者など）実施及び取りまとめ（現状検証）に関する事
- (2) 持続可能なスクールランチ等事業の実施手法（食数確保、単価等）に関する事
- (3) 公立中学校における受け入れ体制の検討（適切で効率的な施設設備）に関する事
- (4) 栄養バランス・衛生管理（食中毒防止対策）の確保に関する事
- (5) 食育・環境教育・国際教育の推進に関する事
- (6) スクールランチ等事業に対する府の支援内容（手法・期間等）に関する事
- (7) 将来的な学校給食実施に向けた取り組み（学校給食法改正関係含む。）に関する事
- (8) その他関係事項に関する事

(組織)

第3条 協議会は、有識者、学校給食栄養管理者、給食関係団体・事業者、学校関係者、教育委員会関係者等で構成する。

(任期)

第4条 協議会委員の任期は、就任の日から平成21年3月31日までとする。

(構成)

第5条 協議会は、会長、副会長、委員をもって構成する。

- (1) 会長は、委員の互選によって定める。
- (2) 副会長は、委員の中から会長が指名し、会長を補佐する。
- (3) 委員は、別表のとおりとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員は、必要に応じて会長に対して臨時の協議会の開催を求めることができる。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の会務を処理するため事務局を置く。

(附 則)

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

【別 表】

	所属及び役職名	委 員 名
1	関西外国語大学 教授	おか ざわ しゅん し 岡 澤 潤 次
2	大阪府 PTA 協議会 副会長	ふく かわ ひろ こ 福 川 妃路子
3	吹田市立桃山台小学校 栄養教諭	お がや ゆき え 小 栢 幸 江
4	寝屋川市立成美小学校 栄養教諭	いし かわ ゆ み 石 川 友 美
5	高槻市教育委員会教育管理部管理室 参事兼保健給食課長	なか よし ひろ 仲 良 博
6	富田林市教育委員会教育総務部 学校給食課 参事(中学校給食担当)	あわ た まさる 粟 田 昌
7	ナンブフードサービス株式会社 専務取締役	やな むら けい し 梁 村 慶 二
8	昆田食品株式会社 代表取締役	むろ たに かず ひろ 室 谷 和 宏
9	財団法人大阪府スポーツ・教育振興財団 学校給食部 参事	さ が けん いち 嵯 峨 健 一
10	大阪府教育委員会事務局教育振興室 保健体育課 課長	なか お しゅん し 中 尾 俊 治

※ 1…会長、2…副会長

(2) 大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会協議等経過

平成20年

- ◇ 6月26日(木) 第1回市町村学校給食・食育主管課長会議 開催
(平成20年度スクールランチ関連事業実施予定説明)
- ◇ 7月23日(水) 平成20年度大阪府本格予算成立(大阪府7月議会閉会)
- ◇ 8月1日(金) 大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会設置要綱 制定
- ◇ 9月12日(金) **第1回協議会** 開催
- ◇ 9月24日(水) 市町村予算要求・意向等調査、市場調査 実施
- ◇ 10月1日(水) 福井県越前市スクールランチ事業視察・調査 実施
- ◇ 10月15日(水) **第2回協議会** 開催
- ◇ 10月24日(金) 愛知県名古屋市スクールランチ事業視察・調査 実施
- ◇ 11月6日(木) 富田林市中学校給食視察・調査 実施
- ◇ 11月19日(水) **第3回協議会** 開催(中間報告(案)等協議)
財政当局に中間報告(案)提出〔平成21年度当初予算要求〕

平成21年

- ◇ 1月19日(月) **第4回協議会** 開催
- ◇ 2月5日(木) 高槻市立中学校におけるスクールランチ試食会 開催
- ◇ 2月17日(火) **第5回協議会** 開催(最終報告(案)等協議)
- ◇ 2月18日(水) 中学校給食研究協議会 開催
- ◇ 2月26日(木) 第2回市町村学校給食・食育主管課長会議 開催
(平成20年度協議結果、平成21年度スクールランチ事業
に係る市町村支援内容説明)
- ◇ 3月23日(月) 平成21年度当初予算成立(大阪府2月定例議会閉会)
- ◇ 4月1日(水) スクールランチ等に係る市町村補助金要綱等関連規定施行
市町村支援開始(平成23年度まで3ヵ年予定)

(3) 大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会委員主要発言内容

※ 以下、各委員の発言内容の前に付番している丸番号は、発言した第1回～第5回の開催協議会を示す。

岡澤会長

- ③様々な意見はあるが、はじめに給食ありきということではなく、いろいろな先行事例を参考にしながら、建設的に考える必要がある。理想と現実、各市町村・地域の実情、考え方、親のニーズの違い、それらを整合させることが必要。
- ③発達段階にある中学生については、先進地域で実施しているような様々な配慮が必要であり、最終的に、小学校のように全員対象としたものとするかどうか要検討。
- ③給食の議論は中身のあるものですが、協議の場で最終決着を付けなければならないものかどうか、その点も含め整理し、幅を持たせながら、一定の提言をする。
- ③幅広い意見が出ているが、各市町村のアイデア、創意工夫については縛るべきではなく、基本的理念とすべき。
- ⑤今回のスクールランチ事業の試みを実施して検証していくことが重要である。

福川副会長

- ①提供する食事内容や提供方法、配膳方法、休憩時間の考え方などについて、大人と子どもの思いには差があるので押さえておく必要がある。
- ①最終的に中学校給食の実施を目標とするということは市町村が決めることであって、府が中学校給食実施を指導するのなら、お金を全部出すぐらいの対応をしないと中途半端である。
- ①中学校給食や食事の提供事業については、保護者のニーズはあると思うが、中学校で小学校と同じような学校給食を行うのは反対である。
- ②調査結果では、保護者は学校給食を望んでいるが、子どもたちは望んでいない。一番多くても1/4のニーズであり、考慮すべきである。
- ③栄養価が考慮されているものが購入できるという意味でスクールランチのようなものがあればいいとは思いますが、最終的に中学校給食にもっていくということには無理がある。
- ③中学校における完全給食を本当に目指していくなら、3～5年程度かけた協議会の議論が必要。補助額も少ない。
- ③方向性として、学校給食法に基づく学校給食を目指すとは位置付けないといけないのか。
- ③各委員の発言も概略でもいいので報告書に載せていただきたい。
- ⑤高槻市における試食会で出された献立が、本格実施後も350円以内で提供されるのであれば、食数も確保できるのではないかと。

小栢委員

- ②衛生的な配膳室の整備・確保が必要であるほか、最近の食を巡る様々な問題を踏まえ、食材の調達や献立作成は行政の対応が不可欠である。
- ②初期投資だけで事業が続かないようでは困るので、学校給食の普及・充実に予算を付けて欲しい。中学生は、一生のうちで一番栄養価が必要なときであり、経費は必要ではあるが、充実した学校給食をやっていただきたい。

- ③先進市の事例は施設・設備が整っており、生徒は選択制の食事を気持ちよく食べることができる。配膳室や一緒に食事する場所の整備が必要。大阪府はしっかりした予算を組んで市町村支援を実施すべき。
- ④スクールランチへの市町村教育委員会の栄養士の関与について、表記方法を考慮すること。

石川委員

- ①子どもの実情を見つめた対応が必要。子どもが見えてこない事業であってはならない。就学援助やアレルギー対応ができるのは学校給食であり、対応できなければ、新たな格差を生じる。
- ②・③学校給食法に則った学校給食を実施しているところに補助金を出すべきであって、法上の学校給食に繋がらないスクールランチに補助金を出すべきではない。
- ④スクールランチは学校給食ではないので、献立作成への栄養教諭関与と記載すべきではなく、市町村教育委員会の栄養士等を表記すべき。
- ④補助要綱等における新規完全給食事業に係る定義の中に、民間校外調理場という表記を直接記載すべきでない。
- ⑤スクールランチが保護者負担の軽減に繋がるのかどうか疑問である。
- ⑤スクールランチが食教育の教材になり得るとは思えない。今回の事業化をあくまで学校給食へ繋げていくと明記すべき。

仲委員

- ①予算的な制約がある中で、食育の進んでいない中学校において、弁当を持参できない2割程度の生徒のためにもスクールランチで栄養をとり、食育をやりやすい状況にして前進させたい。
- ②食材調達における地産地消の推進については行政の関与が必要であり、献立作成は栄養士の関与が必要である。
- ②冷たい食事は人気がないので、営業許可をとった配膳室なら温めものもでき、喫食率も向上する。
- ③家庭から弁当を持参しない、又はできない生徒を何とかできないかということが重要。栄養バランスのとれた献立を栄養士が作成し、受託業者が献立に基づき調理した食事を学校に配送し、新たに整備された温蔵庫・保冷庫のある配膳室で配膳して食中毒防止対策も行って、温かく提供する。生徒全員を対象としないこと以外は学校給食に限りなく近づいた形式で提供するスクールランチを目指している市町村に対しても補助をお願いしたい。
- ③給食の実施に伴う国の交付金は1/2の補助率でも、すべての中学校で実施するとなれば数十億の整備費が必要であり、すぐにできない。行政はできることから行う。大阪府が250万円の補助を出すのであれば、本格的な給食実施のためには確かに少ないが、出す意味は大きい。
- ④当市では現状の学校給食においても、地産地消の観点から、米は地元産コシヒカリを8割以上、ジャガイモ、タマネギについても地元産を8%程度入れ、有機農栽培の野菜も使い、添加物の不使用、アレルギー対策の食材使用などの工夫を行っており、(スクールランチでも)このような努力をしていく。
- ⑤試食会の経験を踏まえ、10月以降、全中学校における事業化を推進する。

栗田委員

- ②・⑤学校給食への補助に手厚く配当していただきたい。
- ③全員対象ではなく、選択制であっても学校給食法に基づく完全給食であるとする。富田林市の検討委員会の結論では、中学生には選択制が相応しいとの結論に達した。
- ③各委員の発言内容も報告書に盛り込んで欲しい。
- ④報告書において、府内で中学校給食が進んでこなかった原因の表記を工夫すべきである。市町村が積極的に取り組んでこなかったことがもちろん一番大きいですが、府も積極的な支援策を実施してこなかったことも明記すべき。
- ④スクールランチが最終的に学校給食につながっていくように、市町村から府への補助申請の際に提出する様式に、市町村が考えている今後の方向性についても記載させるべきである。

梁村委員

- ③事業実施における食材費と運営費の各コスト比較を明らかにする必要がある。
- ④他府県の先進事例・成功事例だけでなく、いわゆる失敗事例も十分に協議・比較検討する必要がある。

室谷委員

- ①選択制の弁当事業で喫食数が伸びない原因は、おいしさだけの問題ではないのではないか。何か他に原因があるのではないかと。「時間」、「小学生と中学生の違い」など他に原因があるのではないかと。食事内容は、安いものだからまずい、まずいから原価が安いということにはならない。
- ②地元の特産を使用する地産地消を進めるためにも、食材調達には行政の関与が必要。
- ②配膳方法や食器・トレー類は、地域ごとの協議で決めていけばいい。
- ②配膳室を保健所の営業許可が必要なものとするにより、衛生面での責任の所在が明確になる。
- ④中学校給食やスクールランチを成功させるためには、関与する民間事業者の単なる採算ベースの議論に執着するのではなく、本当に良いもの、安全なものを提供していくというきっちりとしたポリシーや精神が行政側にも、事業者側にも必要である。産地から仕入れ、加工、学校の中でどの程度まで加工をするかなどを考えていかなければいけない。採算性については、みんなで様々なところで検討すれば削減していくことができるものである。

嵯峨委員

- ②補助金250万円は増額できないか。知事公約と比較すれば少なすぎる。
- ③家庭弁当との選択制であっても50%以上の申込みのあるものなら、生きた補助金の使い方である。1校の上限250万円の補助金では少なく増額すべき。

中尾委員

- ③給食を食べる生徒も弁当持参の生徒も同じランチルームで先生方と食事を採ることは指導上も食育推進も有意義である。

(4) 中学校給食を中心とした公教育年表(昭和22年~平成24年)

1947年(昭和22年)	3月…学校教育法施行(小学校・中学校の法的位置付け)
1947年(昭和22年)	4月…六・三制新学制発足、地方自治法施行
1948年(昭和23年)	7月…教育委員会法施行
1948年(昭和23年)	11月…大阪府教育委員会発足
1949年(昭和24年)	3月…大阪府学校給食会設立
1950年(昭和25年)	7月…八大都市の小中学校で完全給食開始(米国寄贈小麦粉)
1952年(昭和27年)	4月…全国の小中学校を対象に完全給食実施
1954年(昭和29年)	6月…学校給食法施行(小学校における学校給食努力義務化)
1956年(昭和31年)	4月…学校給食法一部改正(中学校における学校給食努力義務化)
1956年(昭和31年)	6月…夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行
1957年(昭和32年)	5月…盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行
1957年(昭和32年)	8月…大阪府学校給食会を財団法人化
1958年(昭和33年)	10月…新学習指導要領において学校給食が初めて学校行事等の領域に位置付けされる。
1969年(昭和44年)	4月…中学校学習指導要領改正、学校給食は「特別活動」の「学級指導」に位置付けされる。
1976年(昭和51年)	4月…学校給食制度上に米飯が正式導入される。
1985年(昭和60年)	1月…「学校給食業務の運営の合理化について」(体育局長通知)を発出
1989年(平成元年)	3月…中学校学習指導要領改正、学校給食は「特別活動」の「学級活動」に位置付けされる。
1996年(平成8年)	7月…堺市立小学校において、腸管出血性大腸菌(O-157)による食中毒事故発生 〔有症者：児童5,499名(うち3名死亡)、教職員47名〕
1997年(平成9年)	4月…「学校給食衛生管理の基準」の策定
2004年(平成16年)	1月…中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について」答申 —栄養教諭制度の創設—
2005年(平成17年)	4月…学校教育法一部改正(栄養教諭制度)
2005年(平成17年)	7月…食育基本法施行
2006年(平成18年)	1月…府内において初めて栄養教諭を配置
2006年(平成18年)	3月…食育推進基本計画の策定
2007年(平成19年)	3月…大阪府食育推進計画の策定(計画期間：H19~H23年度)
2008年(平成20年)	3月…新学習指導要領告示(食育位置付け)
2008年(平成20年)	8月…大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会設置
2009年(平成21年)	4月… <u>学校給食法一部改正(学校給食の目的の見直し等)</u> 、 <u>学習指導要領(総則、総合的な学習の時間、特別活動)先行実施</u>
2012年(平成24年)	4月… <u>中学校において新学習指導要領全面実施</u>

(5) 府議会における主な議論等

《平成20年度7月臨時府議会における「スクールランチ」を巡る議論・意見等》

府政運営方針説明 7月1日(火) 橋下 徹 府知事

「公立中学校への給食等につきましては、希望する全ての公立中学校で学校給食、またはスクールランチ、これは選択制の弁当ですが、この事業を導入できるよう、調査研究を実施します。」

代表質問 7月3日(木) 自由民主党 浅田 均 議員(城東区)

⇒橋下 徹 府知事

Q スクールランチの実施体制の課題や費用面の問題については、知事はどのように考えているのか。

A ○ スクールランチは、公立中学校における給食実施状況や保護者の願いを踏まえ、府として給食について府域全体の方向性を示す必要があることから、教育委員会と協議を進めてきたもの。

○ 給食導入の推進にあたっては、市町村の設備費など多額の負担が生じることから、民間業者が調理した、栄養バランスのとれた給食に極めて近い選択制弁当も含めた事業の導入を支援していきたいと考えている。

○ このため、栄養価の確保とともに、食育・地産地消・環境問題など教育的効果をも勘案したものとしていくため、今年度は推進協議会を立ち上げ、選択制弁当に関する市場調査や課題整理、試食会も行いたいと考えている。

○ また、推進協議会には、保護者や市町村教育委員会の代表者、そして給食業者などにも参画していただき、平成21年度からの円滑な市町村支援事業につなげていきたい。

一般質問 7月9日(水) 民主党・無所属 かけはし信勝 議員(東大阪市)

⇒橋下 徹 府知事

Q 「スクールランチ事業と廃止予定の他の市町村補助制度の相違点は？」

A 「ランニングの補助をずっと出すつもりはない。広域体としての役割はイニシャルの部分だけ。ランニングは市町村におまかせする。」

〔参考：類似質問〕

・教育文化常任委員会(知事質問) 7月18日(金)

民主党・無所属 品川 公男 議員(大東市) ⇒橋下 徹 府知事
(※我が党も12年ほど前からスクールランチ等を主張してきた。)

・住宅水道常任委員会(知事質問) 7月17日(木)

民主党・無所属 半田 實 議員(住之江区) ⇒橋下 徹 府知事

教育文化常任委員会 7月14日(月) 公明党 八重樫 善幸 議員(豊中市)

⇒教育振興室保健体育課長

「スクールランチ事業の導入を推進してほしい。ただし、「おいしさ」を前提に、食数を確保したものとすること。」

教育文化常任委員会 7月16日(水) 自由民主党 阿部 賞久 議員(摂津市)
⇒教育振興室保健体育課長

「市町村と十分協議しながら、中学校給食等の推進をお願いします。」

〔参考〕

健康福祉常任委員会 7月14日(月) 自由民主党 出来 成元 議員(枚方市)
⇒障がい保健福祉室施設福祉課長

「(障がい者の)授産施設とスクールランチとの事業連携など、授産活動の推進をお願いします。」

《平成20年度9月府議会における「スクールランチ」を巡る議論・意見等》

代表質問 9月25日(木) 自由民主党 花谷 充愉 議員(都島区)
⇒橋下 徹 府知事

Q 農業への理解のため、地域の力を結集して実体験型の「食農教育」を官民協働により推進すべきだが、知事の所見如何。

A 様々な機会を通じて「大阪産(おおさかもん)」のPRや学校給食、スクールランチ等への活用を行うとともに、地域教育力の向上を図り、官民協働で田植えなど実体験型の食農教育を充実させる。

教育文化常任委員会 10月8日(水) 日本共産党 小松 久 議員(八尾市)
⇒教育振興室保健体育課長

Q スクールランチが学校給食でなければ、就学援助が使えず、食べたくても食べられない子どもが出てくるが、どのように考えているのか。

A 府教育委員会は、スクールランチ導入のための初期費用の支援を行う。スクールランチの導入や運営内容は実施主体である市町村が最終的に決定することとなる。

就学援助に代わる保護者負担への補助や減免措置の採用についても、その必要性に応じて、別途市町村が判断されるものと考えている。

Q 就学援助の問題について、府が負担する答弁があるか否か。

A 先ほども申し上げたとおり、スクールランチを少しでも多く食べて欲しいので、市町村への初期支援については諮られる。就学援助等については、その手法、情報収集、提供などを行っていきたい。

⇒教 育 長

Q 法に基づく給食を強く求める。給食代を払えない生徒はスクールランチも排除される。スクールランチの言い出しは市町村ではない。これからもそのような生徒が排除されることがあってはならない。スクールランチ等推進協議会で就学援助の実施を働きかけるのか。YesかNoか。

A スクールランチ等推進協議会では、府内の中学校給食の実施率が低いことに鑑み、スクールランチ導入についての協議を行っており、就学援助の検討はしない。

(6) 関係法令

学校給食法

(昭和 29 年 6 月 3 日法律第 160 号、 最終改正：平成 20 年 6 月 18 日法律第 73 号 (未施行))

(定義)

第 3 条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

学校給食法施行令

(昭和 29 年 7 月 23 日政令第 212 号、 最終改正：平成 19 年 12 月 12 日政令第 363 号)

(学校給食の開設及び廃止の届出)

第 1 条 学校給食法（以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する義務教育諸学校（以下「義務教育諸学校」という。）の設置者（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び都道府県を除く。）は、法第 3 条第 1 項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）を開設し、又は廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、市町村立の学校にあつては直接に、私立学校にあつては都道府県知事を経由して、都道府県の教育委員会にその旨を届け出なければならない。

学校給食法施行規則

(昭和 29 年 9 月 28 日文部省令第 24 号、 最終改正：平成 18 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号)

(学校給食の開設等の届出)

第 1 条 学校給食法施行令（以下「令」という。）第 1 条に規定する学校給食の開設の届出は、学校ごとに次の各号に掲げる事項を記載した届出書をもつてしなければならない。

- 一 学校給食の実施人員
- 二 完全給食、補食給食又はミルク給食の別（以下「学校給食の区分」という。）及び毎週の実施回数
- 三 学校給食の運営のための職員組織
- 四 学校給食の運営に要する経費及び維持の方法
- 五 学校給食の開設の時期

- 2 完全給食とは、給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。
- 3 補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。
- 4 ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食をいう。
- 5 第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更が軽微なものである場合を除き、変更の事由及び時期を記載した書類を添えて、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
- 6 都道府県の教育委員会は、第1項及び第5項に規定する届出に関し、届出書の様式その他必要な事項を定めることができる。

学校給食実施基準

（昭和29年9月28日文部省告示第90号）

（趣旨）

第1条 学校給食法（昭和29年法律第160号）に定める学校給食（以下「学校給食」という。）の実施については、この実施基準に適合するように努めることとし、もつて同法施行の趣旨の徹底を図るものとする。

（学校給食の実施対象）

第2条 学校給食は、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対して実施されるものとする。

（学校給食の実施回数等）

第3条 学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回以上、授業日の昼食時に実施されるものとする。

（学校給食に供する食物の栄養内容）

第4条 学校給食に供する食物の栄養内容は、別表に掲げる児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準による。

（学校給食施設等）

第5条 学校給食の実施に必要な施設及び設備は、保健衛生上及び管理上適切なものでなければならない。

※平成21年4月施行予定の新学校給食実施基準では、第5条は削除予定。

別表（第4条関係）省略

生活保護法

(昭和25年5月4日法律第144号、 最終改正：平成20年5月28日法律第42号)

(教育扶助)

第13条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品
- 二 義務教育に伴つて必要な通学用品
- 三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

学校教育法

(昭和22年3月31日法律第26号、 最終改正：平成19年6月27日法律第98号)

第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

(事務局) 大阪府教育委員会事務局教育振興室保健体育課
〒540-8571 大阪市中央区大手前 2 丁目
TEL 06(6941)0351 / ファックス 06(6941)4815